

平成 29 年 10 月

関 係 各 位

大 阪 税 関

「取締強化期間」における協力依頼について

平素より税関行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、大阪税関においては、覚醒剤・麻薬等の不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金の密輸阻止を目的として、本年 10 月 16 日（月）から 11 月 6 日（月）までの間を「取締強化期間」と位置付け、水際取締りを更に強化することとしましたので、格段のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

皆様におかれましては、本対策の趣旨をご理解のうえ、税関の審査・検査等にご協力をいただくとともに、不審な貨物を発見された場合、その他不審な情報入手された場合には、最寄りの税関官署又は税関密輸ダイヤルへ通報くださるよう、よろしくお願いいたします。

なお、不審な貨物を発見された場合については、安全確保に十分配慮いただきますようお願いいたします。

連絡は最寄りの税関へ

大阪税関監視部 06-6576-3123

または、税関密輸ダイヤル（24 時間受付）へお願いします。

税関密輸ダイヤル 0120-461-961
シロイ クロイ
(携帯からでも無料)



取締強化期間実施中！

平成29年10月16日(月)～11月6日(月)

麻薬・拳銃・テロ関連物資・金の
密輸阻止のため、
税関検査や情報提供などにご協力ください。



大阪税関

密輸に関する情報などあれば、下記までお電話ください。

密輸ダイヤル(24時間受付)

0120-461-961

(携帯からでも無料)